

アジア太平洋戦争期の昭和天皇と地方長官会議

—鳥取県知事の地方事情奏上と一九四四年八月二三日の「御言葉」を中心に—

竹 永 三 男*

キーワード…地方長官会議、昭和天皇、地方事情奏上、下問、アジア太平洋戦争

はじめに

昭和天皇に関する政治史的研究の中で、地方長官会議を素材とすることは重要な意味をもつ。というのは、地方長官会議、とくに毎年の帝国議会通常会閉会後の四、五月に開催されるその定例会に際して、昭和天皇は、会議に出席した全国の地方長官（北海道庁長官と府県知事。以下、知事と記す）に慰労の意味を込めた陪食に加え拝謁をゆるすことが定例となっていた。そして、その拝謁に際して、昭和天皇は、知事から管下の状況の報告を受けるとともに（地方事情奏上）、幾人かの知事には自ら下問し、これに知事が答えるということがほぼ毎回行われていた。この昭和天皇と知事のやり取りの中で、肉声で語られた昭和天皇の意思を具体的に確認できるからである。

筆者は、これまで、知事の地方事情奏上と昭和天皇の下問及び知事の奉答について、全国の地方新聞を史料として分析し、その大要と変遷を明らかにしてきた（竹永三男二〇〇五年b、二〇〇六年、二〇〇八年）。また、昭和天皇の地方長官会議への関わりに関しては、「満州事変」からアジア太平洋戦争期において、地方長官会議が戦争動員の指導会議としての性格をもつようになること、その中でも、小磯内閣下で開かれた一九四四年八月二三日の地方長官会議における昭和天皇の「御言葉」がその極限の形態を示すことを指摘した（竹永三男二〇〇五年a）。

しかし、新聞史料に依拠した以上の研究では、アジア太平洋戦争末期の昭和天皇と知事の関係についての詳細な報道が少ないこと、また、一九四四年八月会議における「御言葉」についても、それが戦争動員

* 島根大学法文学部

に果たした役割を具体的に究明することが困難であることなどの制限があった。

こうした史料上の隘路を打開してくれる文書が、本稿で採り上げる鳥取県・宮城県・群馬県の各県行政資料（県庁文書）である。筆者は、都道府県庁文書中の地方長官会議関係文書（会議配付資料Ⅱ知事持帰り文書と会議への知事持参資料）の調査を、全国の文書館（公文書館）等について実施したが、その中で、アジア太平洋戦争期における知事の地方事情奏上と昭和天皇の下問・知事の奉答を詳細に記録した文書「昭和十四年五月地方長官会議ノ節 地方状況御下問ニ対シ奉答綱要鳥取県知事」（以下「鳥取県奉答綱要」と略記）が鳥取県立公文書館に、一九四四年八月二三日の地方長官会議において昭和天皇が出席知事に与えた「御言葉」に関する文書が宮城県公文書館（自昭和十年至二十一年 皇室、献上」、以下「宮城県皇室」と略記）と群馬県立文書館（昭和十九年 行幸啓 秘書 知事官房」、以下「群馬県行幸啓」と略記）に、それぞれ所蔵されていることを確認した。

本稿では、これらの県庁文書によって、①鳥取県知事の地方事情奏上の内容を確認すること、②一九四四年八月の昭和天皇の「御言葉」の、宮城県・群馬県における浸透過程を検討すること、③以上により、アジア太平洋戦争期における昭和天皇の地方長官会議への関わりを具体的に明らかにすることを課題とする。

なお、本文および表に引用した史料は、旧字を常用漢字に改め、句読点を適宜補った。また、判読不能文字は□とした。

一 アジア太平洋戦争期の地方長官会議における知事の地方事情奏上と昭和天皇の下問及び知事の奉答 — 鳥取県の事例

先ず、「鳥取県奉答綱要」に編綴されている、鳥取県知事の地方事情奏上と昭和天皇の下問及び知事の奉答文書の全てを示しておく（表一）。この表から確認できることは、次のとおりである。

第一に、前述のように新聞史料に依拠した筆者のこれまでの検討では、アジア太平洋戦争期における知事の地方事情奏上・昭和天皇の下問と知事の奉答は、拝謁の場では一九四三年四月二二日を最後として、また書面提出方式では一九四四年八月を特例として、それ以後については確認できていなかった。しかし、「鳥取県奉答綱要」によれば、一九四五年一月の地方行政協議会に際して、中国地方行政協議会長（松村光麿広島県知事）が行う地方事情奏上のために、武島一義鳥取県知事が松村会長に鳥取県管内の状況を提出している（地方行政協議会については、滝口剛二〇〇〇年～二〇〇一年参照）。さらに、鳥取県知事は、戦争最末期の一九四五年五月一日付でも「地方事情奏上書」を提出していることが確認できる。昭和天皇は、アジア太平洋戦争の全期間を通して、全国の知事から地方事情奏上を受けることにより、戦時下の地域事情を各都道府県ごとに具体的に把握できる情報を得ていたのである。

第二に、奏上内容について見れば、各回とも、総動員体制の下で、県行政・県民が戦意を高揚させて邁進する様を述べているのであるが、その一方で、鳥取県地域に即して、種々の困難な事情が次のように具

体的に報告されていることが注目される。

一九三九年 県人口の停滞、災害の多発、応召者の増加による農繁期の労力不足、戦病死者遺族の窮状

一九四〇年 農村における労力・肥料・飼料の不足、早害被害

一九四二年 労働力の県外流出・「満蒙開拓」・現役徴兵・応召による労力不足

一九四三年 県人口の減少、県民健康状態の不良

一九四四年 鳥取大震災の被害、早魃・水害、倉吉空襲

一九四五年 大雪による麦の減収予想、境港での貨物船爆発事故の被害

「軍人遺家族が困つてゐるやうなことはないか」という一九四三年の鳥取県知事に対する昭和天皇の下問は、このような知事の地方事情奏上を踏まえてなされたものと考えられるのであり、それ故に、知事にとっては具体的で的確な「聖慮」として感激をもつて受け止められたのである。

この「鳥取県奉答綱要」に編綴された文書でいま一つ注目されるのは、「昭和二十年一月 奏上資料 鳥取県」と題する一連の資料である。その内容は【表2】に示したとおりであるが、ここには、総力戦最末期の戦力の基底となる食糧増産に関連して、その生産と供出の実績、これを困難にする災害の続発と労力不足の状況などが具体的に示されている。この資料自体、統計資料が欠落するアジア太平洋戦争期にあつて、鳥取県の状況を確認しうる貴重なものであるが、それが昭和天皇への地方事情奏上資料として準備されている点が重要である。もちろん、資料の体裁からしてもこれがそのまま昭和天皇に提出されたので

はない。この時期までの地方長官会議においても、出席する知事が、会議の場で政府各大臣等からの質問に答えたり、協議の材料とするために、県政各般の資料を持参していたように、これらの資料は、中国地方行政協議会長の求めに応じて準備されたものであつた（【表2】欄外「中国地方行政協議会会長提出資料準備に付伺い文書」）。そのことから、①知事（及び各地方行政協議会長）自身が、県内の総力戦を支える基底の状況を具に掌握・自覚していること、②昭和天皇に対する知事の地方事情奏上は、そのような具体的な資料を基礎に行われていること、③地方事情奏上によつて昭和天皇に集中された全国各府県の実情は、一見形式的・定型なもののように見えるが、その実、戦時体制下の矛盾を踏まえて作成されたものであつたこと、などが確認できるのである。

二 一九四四年八月二三日の地方長官会議における昭和天皇の「御言葉」の浸透過程

前章で述べた地方長官会議における地方事情奏上・下問・奉答を通して形成される昭和天皇と知事の關係は、昭和天皇にとっては、自らの意を体して動く集団として全国の知事を陶冶する意味を持ち、知事にとつては、昭和天皇との個人的個別的つながりの体感を基礎に「天皇の官僚」としての自覚を強める場として機能したものであつた（竹永三男二〇〇六年）。そして、一九四四年八月二三日の地方長官会議で昭和天皇が出席知事に与えた「御言葉」は、その極限形態としての意味も持つものであり、それ故に、アジア太平洋戦争末期に、各知事が県民を戦争に動員する梃子としての役割を果たすものとなつたのであ

る。

本章では、その点を確認するために、「はじめに」で述べた「宮城県皇室」、「群馬県行幸啓」によって、両県における「御言葉」浸透過程を検討するが、その前提として、内務省が各知事に対して指示した「御言葉」の活用方法を確認しておこう。それを包括的に示すものが、地方長官会議当日開催された、内務省当局と出席知事が行った懇談会の席上での内務次官発言である。その全文は、「宮城県皇室」によれば次のとおりであった【史料1】昭和十九年八月二十三日付の内務大臣官房文書課長発宮城県知事宛のこの文書には、「宮城県人第299号、昭和19.9.」の收受印が捺されている。引用文中の傍線は、原文・朱書。

【史料1】内務当局ト懇談ノ際ニ於ケル内務次官発言要旨

一、御言葉ニ関スル事項

- (一) 御言葉ノ写ハ下賜ノ直後内務大臣ガ侍従長ヲ経テ拝受シタルモノニシテ標題ヲ用ヒザルモノナルモ内務省トシテハ実際取扱上「昭和十九年八月二十三日地方長官ニ賜ハリタル御言葉」ト呼称スルコトトシタキコト
- (二) 御言葉ヲ賜ハリタル旨並ニ其ノ内容ハ本日午後二時三十分宮内省ヨリ発表アリタルコト
- 同時刻内務大臣謹話ヲ発表シタルコト
- (三) 御言葉ニ関スル取扱ニ付テハ大臣訓示ニ示サレタル外別途通牒ニ依ルコト
- (四) 御言葉ハ地方長官ニ賜ハリタルモノナルモ地方長官ヲ通ジ地方官全般、更ニ都道府県民全般トシテ聖旨ヲ拝シタルモノト

拝承スルコト

- (五) 示達ハ差当り告諭ノ形式ニ依ルヲ適當ト思料スルコト
- (六) 聖旨ノ示達ニ当リテハ「聖旨伝達式」ノ字句ヲ用ヒ差支ナキコト
- (七) 聖旨ヲ奉戴シ一億一大奮起ヲ促スト共ニ之ヲ単ナル一時的感激ニ終ラシメザルヤウ概ネ左ニ依リ征戦完勝ニ資スル具体的施策トシテ官民実践ノ上ニ具現セシムル如ク措置スルコト
 - 1 施策ノ内容ハ都道府県夫々ノ実情ニ即応シ適宜トシ地方官民ノ聖旨奉戴ノ盛り上ル感激ノ発露ニ即セシムルコト
 - 2 施策ハ必ずしも単一ノモノニ限ルノ要ナカルベキモ例ヘバ食糧増産、軍需生産増強其ノ他国家当面ノ急需ニ応ズル具体的目標ヲ掲ゲ之ガ実践ニ邁進スル如ク指導スルコト
 - 3 官公吏ヲ始メ公共の諸団体関係者ノ日常執務振リニ徹底的檢討ヲ加ヘ、戦局ノ推移ニ即応シテ聊カノ渋滞ナキヲ期スルト共ニ国民士氣ノ昂揚暢達ニ資スル所アラシムルコト
 - 4 中央ニ於テハ地方ノ諸施策ノ実施ヲ協力支援スルコト
- 二、管下情況奏上書ニ関スル事項
 - (一) 奏上書ハ内務省ニ於テ取纏メ浄書ノ上数日後（本週末又ハ来週早々）奉呈ノ取扱ト致シタキコト
 - (二) 本日内務省ヨリ奏上ニ代ヘ奏上書奉呈ノ取扱ト致ス旨発表シタルコト
 - (三) 未ダ奉呈前ナルヲ以テ奏上書ノ内容ハ取扱ヲ慎重ニスルト共ニ奉呈後ニ於テハ情況ニヨリ内容ノ項目及要旨程度ヲ謹話スルハ妨ゲナキモ奏上書本文ノ写ヲ外部ニ発表スル如キハ差控

フルコト

(四) 奉呈ヲ了シタルトキハ内務省ヨリ其ノ旨通知スベキコト

ここでは、「御言葉」の呼称を「昭和十九年八月二十三日地方長官ニ賜ハリタル御言葉」とすること、その下付・伝達及び公表方法の外、それが形式的には地方長官に対して与えられたものであるが、地方長官を通して「地方官全般」、更に「都道府県民全般」が「聖旨」を受けたものと認識するよう求めていることが分かる(一の(四))。その上で、そのことを実質化するための具体的措置が指示されている(一の(七))。

なお、ここでいま一つ注目されるのは、この地方長官会議において各知事から昭和天皇に文書で提出された「地方事情奏上書」について、「奏上書本文ノ写ヲ外部ニ發表スル如キハ差控フルコト」としてこれを規制していることである(二の(三))。前章で確認した知事の地方事情奏上の率直な内容は、このような公表規制によって可能とされたものと考えられる。

この「御言葉」の浸透過程を、宮城県・群馬県について示したものが【表3】であるが、ここから確認できることは次の諸点である。

第一に、「御言葉」を「地方官全般」「県民全般」に浸透させる媒介として発せられたものが「知事告諭」である。これは、全国の都道府県においてなされたが、その内容はほぼ共通している。即ち、【表3】によれば、宮城県・群馬県のいずれも、昭和天皇の「御言葉」を基礎に、生産の増強による国難打開、皇運扶翼を求めているのである。

第二に、「御言葉」「地方官全般」「県民全般」に浸透させるために、

「伝達式」が対象を変えつつ開催された。ここでは、県庁職員に始まり、県の地方事務所長など出先機関の長、警察署長、内閣各省の出先機関の長、市町村長、県会議員、各学校長、各種の国民動員組織の長など行政・教育関係者に加え、経済団体と企業とくに軍需関連企業の代表者が対象とされている。文字どおりの「国家総動員」の徹底が図られているのである。

第三に、「御言葉」の趣旨は、こうした伝達式での知事訓示によってさらに具体化され、強調される外、伝達式を承けて、「回覧板」によって県民各戸に伝えられていった。とくに【表3】に示した宮城県塩竈市の回覧板の場合は、昭和天皇の「御言葉」、小磯昭首相の訓示、丸山鶴吉知事の諭示などを示した上で、「敵ノ機動艦隊」が「近ク小笠原諸島ニ迫」るとともに、中国大陸からの「本土空襲モ亦激化ノ一路ヲ辿」という戦局の危機的様相を具体的に示した上で、「航空機ト船舶ノ増産」「防空施設ノ充実」を重点として示している。

なお、群馬県では、ここには表示しなかったが、県内各市町村と各国民学校・各級学校等での伝達式・関係行事の開催状況が、各市町村長・国民学校長などから県当局に宛て詳細に報告されている。そのような報告の中で注目されるのは、各警察署が、軍需工場の従業員に対して行った聴き取り調査の報告である。ここでは、その中の二例を紹介しておこう。

【史料2】「渋川警察署長 意向内査方ノ件」

貨物自動車会社 小淵光平

吾々ガ毎日ノ様ニ従業員ニ輸送国難トカ決戦輸送ニ非常命令アリ

トカ声ヲ尽シテ督励シテモ比較的効果少ク営利会社ト云フモノハ中々国策ガ徹底スルモノデナイト思ツテ居タガ、先般、県庁正庁ノ間ニ招致セラレ有難キ 令聖ノ伝達ヲ受ケ早速全従業員ニ伝達シタ所従業員モ吾々ノ訓示ト違ツテ其ノ受ケル態度ガ丸デ違相当深刻ニ輸送ノ重要性ヲ自覚シタラシク考ヘラレル

其ノ結果ハ従業員ノ出勤向上ヲ見ル事ガ出来車輛ノ整備ヲ中々良クスル様ニナツタリ第一何カノ事ニ対シテ不平バカリ申シテ居タ連中ガ不思議ナ位神妙ニ仕事ヲスル様ニナツタ

私自身トシテモ伝達ヲ受ケテノ帰途何カ返^返省セシメラル、モノガアツタガ従業員全般モ何カ考ヘサセラレル事ガアツタト思テ今申上ゲタ様ナ結果的二表ハレテ居ル

【史料3】「高崎警察署長 意向内査方ノ件」

須賀製作所（職工）川崎林之助

非常時ノト云フ言葉モ全ク馴レ過ギテ御国ガ興亡ノ大戦争ヲシテ居ル様ナ氣持ガ薄ライデ来タ様ナ様子デアルガ今回工場長カラ聖旨ノ伝達ガアリ全従業員広場ニ於テ静肅ニ伝達サレタ

其ノ際愈々時局ノ重大サヲ訓示サレマシタカ何時モノ訓示ナラ時局ノ重大ヲ説明シテモ馴レ過ギテ居ルノデ自信モツキマセンガ今回ノ訓示ハ地方長官會議ニ賜ツタ「宣」ヲ吾々従業員迄伝達シ次

テ時局重大ト超非常時ノ認識昂揚ヲ捉スノデ此ノ時バカリハ真剣ニナツテ時局ノ重大ト超非常時ノ危急ヲ再認識ガ出来マシタ
爾來吾々ハ一意増産ト云フ覚悟ニナリマシタ訳デス

凡ソコウシタ決心ノ出来タ事ハ全従業員ガ同感ダト思ヒマス

戦時下、軍需工場に対する増産指令が国策として繰り返し出される

中で、営利会社ゆえに国策が徹底しない状況であったり、時局重大との訓示に馴れてしまつて効果をもたないような状況がみられていたという。しかし、そうした状況が、昭和天皇の「御言葉」の伝達によつて転換している様が見て取れるのである。もとより、警察官による内々の調査に答えたものであることからすれば、経営者や従業員の「本音」がそのまま出ているとは速断できないが、少なくとも表面上の変化をもたらしただことは確認できよう。

おわりに

政府・内務省が召集し、全国の知事が一堂に会して毎年開催される地方長官會議は、政府各省の当面の重要政策を全国に展開する初発の重要會議であり、そこで提示された方針は、帰任した知事がそれぞれ開催する市町村長會議（郡制廃止前は郡市長會議と郡長が開催する町村長會議）を通して末端町村に浸透させられていく。その際、昭和天皇と拝謁した知事との間で交わされる地方事情奏上と下問・奉答は、昭和天皇にとつては、領有する大日本帝国の具体的状況が各府県ごとに具さに情報として伝えられるものとして機能していた。そして、一方の知事にとつては、「天皇の官僚」としての自覚を新たにして当面する国策の遂行に意欲を奮い立たせるものとして機能していたのである。

本稿で「昭和十四年五月地方長官會議ノ節 地方状況御下問ニ対シ奉答綱要 鳥取県知事」（鳥取県立公文書館所蔵）に基づいて示したことは、この関係がアジア太平洋戦争最末期まで継続していたことを示している。

一方、宮城県公文書館所蔵の「自昭和十年至十二年 皇室、献上、

群馬県立文書館所蔵の「昭和十九年 行幸啓 秘書 知事官房」によって確認できることは、次の点である。即ち、一九四四年八月二三日の地方長官会議における昭和天皇の「御言葉」は、アジア太平洋戦争の「第三段階」、「連合国軍の戦略的攻勢と日本軍の戦略的守勢の時期」（木坂順一郎一九八五年）という危機に瀕する戦局にあつて発せられたものであつたが、地方長官がそれを末端の県民にまで伝達・浸透させることにより、国力を超えた戦争を総力戦体制の下で遂行していることから生じる矛盾を、精神主義的方向で打開しようとする「最後の切り札」として活用されていたこと、そして、それは、群馬県内の軍需工場における警察官の聴き取り調査が示すように、工場経営者・従業員などの意識転換に若干の効果をもたらしたことであつた。しかし、この「御言葉」も、戦争の局面を転換させるには至らず、続くアジア太平洋戦争の第四段階、「連合国軍の戦略的攻勢による日本本土への攻撃と日本軍の絶望的抗戦」（木坂順一郎一九八五年）の中で、日本は敗戦に向かうのである。

〔参考文献〕

- 木坂順一郎『大日本帝国』の崩壊―歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史10』東京大学出版会、一九八五年
- 滝口剛「地方行政協議会と戦時業務」東条・小磯内閣の内務行政（1）～（3）、『阪大法学』50（3）・50（5）・51（1）、二〇〇〇～二〇〇一年
- 竹永三男「地方長官会議と部落問題―一九九〇―一九四七年の地方長官会議の検討を通して―」『部落問題研究』第一七二輯、二〇〇五年

a

竹永三男「地方長官会議における昭和天皇の「下問」と知事の「地方事情奏上」―地方新聞の関係記事の検討―」『社会文化論集』第二号、二〇〇五年 b

竹永三男「昭和天皇と地方長官会議―「下問」と「地方事情奏上」の分析―」『ヒストリア』第一九八号、二〇〇六年

竹永三男「地方長官会議の歴史的研究と地方長官会議関係文書」『岡山県立記録資料館紀要』第3号、二〇〇八年

【表1】1939年～45年の鳥取県知事による地方事情奏上と昭和天皇の間及び知事の奉答

年月 首相 内相	知事	鳥取県知事の地方事情奏上	昭和天皇の下問	鳥取県知事の奉答
一九三九年五月 平沼驥一郎 木戸幸一	副見喬雄	<p>謹みて時局下に於ける鳥取県の概況に就て奏上致します。</p> <p>鳥取県の人口は昭和三年に於きまして、四十八万三千余名でありましたが、十ヶ年を経過致しました昭和十三年に於きまして、四十九万一千余名でありまして、約八千名足らずの増加に過ぎないのであります。比較的災害が多くありましたので、斯の如く人口が増加致しませぬ主要なる原因は、鳥取県は従来純然たる農業県でありましたのと、比較的災害が多くありました為、県民の一部が県外、殊に阪神地方に出稼をする者が多かつたからではないかと存せらるゝのであります。然るに今回の事変発生以来、応召する者が漸次増加し、本年三月末現在に於て、一万八千余名に達して居るのであります。従つて農村に於きましては、農業面に於て労力の不足を感じる場合があるものであります。が、県民は隣保相扶の精神に依り、能く、応召者の遺家族の面倒を見て不自由なき様に努めて居る次第であります。</p> <p>尚一般農村に於きましては、牛及木材の値上りに依りまして経済的にはやゝ意まれて居るやうに存せられます。尚管内米子市附近に於きましては、最近時局の影響を受けて、漸次工業方面が発展せむとする傾向を示して居るのであります。日本曹達株式会社米子製鋼所を中心と致しまして、軍需品の下請工業が、漸次発達しつつあるのであります。</p> <p>將來近接せる境港と緊密なる聯絡を採り、瀬戸内地方に進出せむとする希望を有して居る次第であります。</p> <p>尚本県に於きましては前知事時代より戦病死者の遺族を知事自ら拜問致して居りますが、遺族のうちには随分気の毒と思はれる者も居ります。然し又心から御国の為には御奉公を為し得たことを喜びて居るのが多いのに心打たれた次第であります。</p> <p>時局下に於きまして、県民は郷土の生みました忠臣名和長年の精神にならひ、協力一致、堅忍持久、東亜新秩序建設の大業が完成致しまする迄は、艱難困苦に堪へて時局に対処し、湧恩の方一に答へ奉らむ強固なる覚悟を定めて居る次第であります。</p>	<p>昭和天皇の下問</p> <p>地方産業の発展に伴ひ県の財政状態は如何</p>	<p>鳥取県知事の奉答</p> <p>県の財政は度々の災害に依り甚たよくない状態にありますが、県民の経済状況は県の財政状態と比較致しまして、幾分余裕ある様に見受け居ります。</p>
一九四〇年五月 米内光政	副見喬雄	<p>鳥取県は純然たる農林水産業の県でありまして時局下に於きままする脱産産業とも見らる可きは日本曹達株式会社の米子製鋼所の外は僅かに小鉄工業者が組合を組織致しまして軍需品の下請け工業を致して居る程度であります。然し幸ひに農林水産物の値上りに依りまして農山漁村は豊な恩恵を蒙つて居ります。</p> <p>本県の生産総額は昭和十三年に於きまして約三千三百二十万円でありますが昭和十四年は推定四千五百万円に達する状況であります。其の主なるものは米、麦、蕎麥、水産物等であります。斯の如く農山漁村に於て経済的方面に余裕が出来て参りましたが貯蓄額も昨年度の目標額三千万円に対し約三千六百万円に達して居ります。</p> <p>本年は更に目標額を四千万円とし之が実現を期し精進致して居ります。之が県財に及ぼした影響はまた著しきものを認めないのであります。が納税成績は一帯現はれまして昭和十三年度に於ては九割九分七厘余の成績を納めて居ります。唯最近努力、肥料、飼料等が著しく不足して参りまして憂慮に堪へぬのであります。が努力不足に對しましては移動努力班、勤労奉仕班を結成致しまして之を補ふに努めて居ります。</p> <p>繰還兵約四千六百名も多く原業の農業に復帰して居ります。肥料及飼料の不足に對しましては極力自給の方法を勸奨致しまして之を緩和しつつあります。</p> <p>尚昨年は県内一部に非常なる旱魃を蒙つたのであります。が農民の非常なる努力と他地方に於きままする非常なる農作とに依りまして県全体と致しましては平年以上約四万石の収穫を挙げました、県民と共に喜びて居ります。早害地に對しましては応急並に恒久的な対策を樹て之が回復に協力努力しつつあります。</p> <p>今後に於きましても県民と協力努力の限りを悉して御奉公の覚悟であります。</p>		
一九四一年四月 近衛文麿	平沼驥一郎	<p>鳥取県知事八田三郎謹んで申し上げます。</p> <p>鳥取県に於きましても事変勃発以来従後各般の施設に大々努力致して居りますが、就中食糧増産に就きましては昨年は米、麦共相当優秀な成績を挙げることが出来まして県民一同喜んで居るので御座います。まして、今年は更に一層拍車をかけまして生産目標を突破致し度いと存じて居ります。</p> <p>県民の意気込みの一端を申し上げますと、従来県下に於きまして三百四十町歩程度の西瓜を栽培致して居つたので御座います。が其の中約四分の一は水田に栽培致して居つたので御座います。そして西瓜の方が米を作るよりは三、四倍の利益があつたので御座います。が、先般米各町村で全く自発的に水田の西瓜を米に交へる目的で以て三割程度の減反を申合せまして播付を執行致した様な次第で御座います。又裏作の麦も近年増加しつつあるので御座います。が、今年の秋は是非各部落部落に生産目標を作つて割当て、くれといふ強い希望が出て居る次第で御座います。</p> <p>尚耕地の拡張に就きましては年々少しくは実行して参りましたが国の方針に従ひまして今年から向ふ十ヶ年計画で約一万町歩の開墾計画を目前研究中で御座います。其の中に特色のあるのは大山の裾野一帯の所謂大山原野四千町歩と砂丘地帯五百町歩で御座います。これらは相当困難な仕事と存じますが関西西地方と致しましては比較的に未開墾地が多い鳥取県と致しましては是非やりの遂げなければならぬと堅く決心致して居る次第で御座います。</p> <p style="text-align: right;">終</p>		

年月	首相内相	知事	昭和三皇の下問	鳥取県知事の奉答
一九四三年三月	東条英機 湯澤三干男	土肥米之		
一九四三年四月	東条英機 湯澤三干男	土肥米之	昭和三皇の下問	鳥取県知事の奉答
一九四四年八月	小磯国昭 大蓬茂雄	武島義		

鳥取県知事土肥米之謹みて農村の労働力の減退の状況並その対策について奏上申上げます。
<p>鳥取県の農家戸数は約五万五千でございまして、一戸当たり耕作反別は田畑を合して八反三畝になつて居ります。従つて従来より県外に転住する者が相当ございましたが、支那事変勃発以来は県内の浮遊労働力が著しく県外に移転することになつて参りました。昨十六年に於きましては約八千九百名の者が福岡、兵庫、大阪、広島、岡山、山口の内地各府県に参つて居ります。又瀧瀬開拓青年義勇軍並瀧瀬洲農業開拓民として大陸に約四百五十名進出して居ります。現在の応召兵並に現役兵は約二万三千名でございまして、県内の労働力は以上の如き事情によりまして著しく減退して参りました次第でございまして、養蚕地帯と稲作地帯とに分れて居るのでございまして、春、秋の農繁期に於ける労働力の補充は、輸入を中心としたる勤労奉仕隊を編成致しまして此等の事情の異つております地方に相互に乗配派遣、労働力の調整を行つては勤労奉仕隊の美人員は約二千余、延人員約七万六千余名となつて居るのでございまして、その他中等学校の生徒等が簡易な農業労働に奉仕致して参りました。</p> <p>本年も斯様な方法を更に一層研究拡充致しまして農村の生産を充分に挙げまして御奉公の誠を盡し度いと存じて居るのでございまして、</p>

鳥取県知事土肥米之謹みて工業の発展状況並国民健康保険組合の普及状況に就て奏上申上げます。
<p>鳥取県の工業は従来立地条件に恵まれざりし關係上県下に原材料を有する製糸業、相洋紙の製紙業、木工業の方面に発達し、金属工業は米子市に在る日本曹達株式会社米子製鋼工場の外は経営の小なるものに過ぎませんが、支那事変発生以来軍需品の下請工業漸次勃興し、又平和産業に行つても軍需向の品を併せて製造するに至り工業生産は漸次増加し昭和十六年に於ては生産総額の四八%強を占むるに至りました。</p> <p>最近時尚の影響を受けまして造船工場、金属工業の新設、軽飛行機工場新設の決定を見るに至りました。農業を主体とせる鳥取県に於ては時尚の要請に基き年々県外の股腦産業方面に転出する者多く、県内の人口は減少する傾向に在りましたが此等の工業が運営せらるゝに至りますれば県内の人口の減少を緩和し且中小商工業の整備に依る職業の転換も之を県内に於て或程度まで行ひ得るものと予想せらるゝ次第でございまして、</p> <p>次に鳥取県の県民健康状態は従来左程悪い方ではなかつたのでございまして、近來徴兵検査の結果等に徴しますれば、健康状態が不良となりつゝ在り且認められますので医療の保護を加へ健康促進の実を挙げねばならぬと考へて居りました処、本年三月末までに県下全市町村に国民健康保険組合の設立を見るに至りましたので、今後は組合の運営指導に力を致しまして県民の体位向上に努め度いと考へて居る次第でございまして、</p>

講話 鳥取県知事 土肥米之
<p>今度召集されたる地方長官會議に際し特に御陪食を賜はり又長時間に亘りまして各地方長官の地方事情の奏上を聞き召されまして、聖恩如くに有り難く光榮感激に堪へぬ次第であります。私は、玉体愈御健やかでござらせられ、電頭殊の外御麗はしく拝見して恐悅至極に存じ上げたのであります。恐懼感激の中に鳥取県下の工業が近時時尚産業に向つて発展致して居ります状況並に国民健康保険組合が、全県下に設置せられて参りましたる状況について謹んで奏上致した次第であります。此上とも一層粉骨碎身戦時下に於ける地方行政の重任を究し益々戦力の増強に邁進しまして、大御心に副ひ奉らんことを期して居る次第でございまして、</p>

「管下状況奏上書」
<p>謹ミテ奏上致シマス。</p> <p>客年九月十日、鳥取地方ヲ中心ニ襲ヒテシタ大震災ハ、其ノ慘禍ノ激甚ナルコト海ニ言語ニ絶スルモノカアリマシタカ、異クモ上ニ御皇室ノ宏大無邊ナル御仁慈ヲ始メ奉リ、各宮家、大東亜各国、帝國政府並ニ国内各方面ヨリノ絶大ナル御同情ヲ蒙リ、官民深ク現下ノ時尚ヲ認識シ、罹災者ヲ天与ノ試練を克服スルノ意氣ヲ以テ鋭意復興ニ専念致シタノチアリマス。即チ一般住家ニ付テハ、當時向寒ノ際テモアリマシタノチ、急速ニ傾斜家屋ノ引越シ、倒壊家屋ノ材料ヲ以テ仮小屋ヲ作り等、罹災者ノ冬越ニ遺憾ナキヲ期シタノチアリマス。本建築ニ付テハ時局ニ鑑ミ能ク限り古材ノ転流用ヲ図リ、之ニ幾部ノ補給資材ヲ併せ、今春ヨリ漸次建築ニ着手致シテ居リマス。其ノ完成ハ所詮戦後ニ俟ツ外ナキト存シマス。</p> <p>又軍需工場ノ復興ニハ全力ヲ注キマシタ結果、昨年十二月ヨリ以テ全工場ノ操業ヲ見ルニ至リ、其他公共的施設ノ復興費貳千余万円ニ対シテ大部分ヲ国庫ヨリ助成セラレ、目下復興御機力増強ノ方針ノ下ニ鋭意事業ヲ進歩ニ努メテ居リマス。</p>

年月	首相	内相	知事	鳥取県知事の地方事情奏上	昭和天皇の下問	鳥取県知事の奉答
			<p>十八年度中ノ重要国策タル土地改良事業、木材、薪炭、食糧ノ供出ニ付キマソシテハ、始メ災害ノ影響ヲ憂慮致シマソシタカ、幸ニソシテ県民異帯ノ努力ニヨリ、木材薪炭ニ於テ多少ノ違算ヲ生シマソシタカ、他ノ能ク御当目標ヲ達成シ得タラテアリマス。殊ニ国民貯蓄ニ於キマソシテハ、予定額ノ一倍半強ニ達スルト云フ意外ノ好成绩ヲ著ク得マソシタ事ハ、県民時局認識ノ然ラシムル處ト存スル次第テアリマス。</p> <p>十九年度ノ等重要国策ニ付キマソシテハ、大体ニ於テ予定通達成シ得ル見込テアリマスカ、特ニ船ノ作柄ニ付キマソシテハ、局部的に早艦本番等モ御座イマソシタカ、全体トシテハ目下ノ処平年作以上ト見込ソシテ居リマス。</p> <p>去ル十一月朝二時頃、県下ニ対シ初空襲ヲ受ケマソシタカ、敵機ハ海上ヨリ県ノ中央部倉吉方面ニ進入シ、田野ニ若干ノ焼夷弾及小型爆弾ヲ以テ旨撃ソシテ、米内海相、杉山陸相、重光外相より戦局及国際情勢ノ作はりなき実情を聞き神州不滅ノ信念と皇國必勝ノ公算を承リ今後ニ於キマソシテモ、県民ト相協力微力ノ限リヲ盡シテ御奉公ノ覚悟テアリマス。</p>	<p>鳥取県知事の地方事情奏上</p> <p>昭和三十九年八月二十七日</p> <p>鳥取県知事 武島一義</p>		
			<p>講話</p> <p>今般地方長官會議に際し 畏くも拜禮を仰付けられ有難き 御言葉拝しました。玉音前に御力強く心肝に徹し深く感奮興起して御前を退出し誓て負荷の重きに任じ 廢權を安じ奉らぬ事を明したる次第であります。管下官民各位におかれましては時局真に容易ならざる現状を洞察せられ急速に戦力の有らん限りを充実に勵敵を一挙に撃滅すべく熱練の一丸となりて邁進せられ度いのであります。小磯首相、米内海相、杉山陸相、重光外相より戦局及国際情勢の作はりなき実情を聞き神州不滅の信念と皇國必勝の公算を承り県民各位と共に誓て神州の光榮を保全せんことを期する次第であります。</p>	<p>鳥取県知事 武島一義</p> <p>昭和三十九年八月二十七日</p> <p>武島鳥取県知事講話</p> <p>八月廿八日午前「管下状況奏上書」を 御前に捧呈せられたるを承つて このたび召集された地方長官會議に際しては内務大臣を通じ各県の地方事情の奏上を書面をもつて聴こし召されてまして 聖恩誠に有難く光榮感激に耐へぬ次第であります。私は昨年九月十日鳥取地方大震災の当時に 上 御皇室の宏大無辺なる 御仁慈をはじめ奉り各宮家、大東亜各国、帝國政府並びに国内各方面よりの絶大ななる御同情を蒙り官民深く現下の時局を認識し罹災者もまた天身の試練を克服して復興に努めつゝありますこと、軍需工業の急速復興は特に全力をそゝぎましたること、其他公共的施設の復興には二千奈方門の国庫助成を頂き復興即戦力増強の方針の下に努力中でありまして、十八年度中の重要国策たる土地改良、木材新炭、食糧の供出について初め災害の影響を憂へたしましたが県民異帯の努力により木材薪炭において多少の違算を生じましたか他はよく御当日標を達成し得ましたこと、殊に国民貯蓄に於ては予定額の一倍半以上の成績を挙げましたこと、十九年度のこれら重要国策も大体予定通り達成し得る見込で特に船の作柄は局部的に早艦本番も御座いましたか全体としては目下の処平年作以上と見込んで居りますこととを奏上致しました次第です。なほ先般の山陰地方の初空襲のことに就ても幸ひ被害皆無でありましたことを申し上げました次第であります。</p> <p>畏くも 天皇陛下には戦局危急皇國の興廢繫つて今日にあり一層奮激勵精せよとの 御言葉を賜り又地方事情の奏上を御聴き取り賜り大いなる責任と感激とを覚えました次第でありまして今後におきましても県民と相協力し戦力の限りを盡して御奉公の覚悟であります。</p>		
<p>一九四五年一月</p> <p>小磯 昭</p> <p>大達 茂雄</p> <p>武島 一義</p>			<p>「奏上資料」昭和三十二年一月十五日地方行政協議会会長會議ニ際シ松村協議会会長ノ管内事情上奏ノ資料トシテ昭和二十一年一月十日武島鳥取県知事ヨリ提出セラレタルモノ（具体的詳細資料ハ審議室保管）</p> <p>鳥取県ノ状況</p> <p>昭和十九年度中ノ重要国策ハ官民ノ異帯ナル努力ニ依リ着々成果ヲ著ゲツツアリマスカ食糧ノ増産供出ニ付キマソシテハ麦ハ割当ノ（六〇、〇〇〇石）ノ外報國麦モ供出シ馬鈴薯（一、二〇〇、〇〇〇貫）甘藷（四、五〇〇、〇〇〇貫）毛割当ヲ完納致シマソシタ米ハ局部的早天本番等ハマソシテハ平年作以上テアリマスノテ割当量（四二〇、〇〇〇石）ヲ速ニ完納スルモノト確信致シテ居リマス</p> <p>野菜ハ秋作以後ニ付キマソシテハ計画的生産・配給共順ヲテアリマスニテ県外供出モ予定通達ソシテ居リマス</p> <p>水産物ハ油不足ノ為漁民ノ滿ク月數回出漁スルニ止リ生産目標額（四、〇〇〇、〇〇〇貫）ノ半ニモ達セズ加フルニ冬期天候不良続</p>			

年月	官相	知事	鳥取県知事の地方事情奏上	昭和天皇の下問	鳥取県知事の奉答
一九四五年五月十四日	鈴木貞太郎 安倍謙基 高橋庸彌	管下状況奏上書	<p>キノ為思フニ委セヌモノガアリマス 木材・薪炭ニ付キマシテハ努力輸送等不如意ノ為遺憾ナラ思フニ委セヌモノガアリマシテ十一月未現在ノ生産率ハ木材ハ割当（一、六二六、五〇〇石）ニ対シ約四五％、薪ハ割当（二八三、五〇〇石）ニ対シ四四％、木炭ハ割当（三三、五〇〇吨）ニ対シ三〇％ノ成績デアリマスノ内關係官民一体トナリ目下割当量達成ニ向テ努力致シテ居リマス 松根油ニ於キマシテハ松根ノ供出ハ八二月中ニ予定（三、六〇〇、〇〇〇貫）ノ半テ、一月中ニ其ノ残りヲ終ル計画ニテ目下製油設備ノ整備ニ盡力中デアリマス 農村努力ハ昭和十二年七月ニ比シ十九年二月ニハ男子三一、七％、女子八、九％平均二〇、三％ノ減少デアリマシテ農村中堅労働者ノ減少著シク之ニ反シ六十才以上ノ老人ノ復活が目立ツテ居リマス 外務動員ニ付キマシテハ本県ハ従来労働供給県トシテ主トシテ京阪神地方へ年々約一万人ヲ供出シ女子挺身隊ニ付キマシテモ累計県外約一、〇〇〇名、県内約一、三〇〇名ヲ出動セシメテ居リマス并県内ニ於テル美保航空隊等ノ雇大ナル施設ニ対スル労働補給ハ学徒ノ動員ニ付キマシテハ中等学校ノ高学年ヲ現在県外ニ二、五五〇名、県内ニ四、五〇〇名（国民学校・高等科生約一、四〇〇名ヲ含ム）出動致シテ居リマス并農繁期ニ於テハ季節的ニ農学校・中等学校低学年・国民学校高等科ヲ動員出動セシメ増産ニ遺憾ナキヲ期シテ居リマス 軍需工場ハ建設早々ノモノヲ除キ概々期待ニ反セヌ生産ヲ擧ゲ殊ニ転換工場ニ於テ速カナル成果ヲ擧ゲテ居リマス并戦局ニ比シ多少遅延ノ氣味モアリマスノ予格段ノ督励ヲ加へテ居リマス クローム鉄鉱石ハ全国所要量ノ約八割ノ生産割当ヲ命セラレテ居リマス并關係官民一体ノ努力ニ依リ目下月々目標額以上ノ生産ヲ致シテ居リマス 輸送ニ付キマシテハ特ニ小運送ニ努力致シテ居リマス并本年ハ意外ノ早期降雪ト小運送ノ不如意ノ為相当山元ノ滞貨ガテリ之ヲ解消シテ努力致シテ居リマス 国民貯蓄ニ於キマシテハ十二月末ニ予定額ノ約八割ヲ達成スルノ好成绩ヲ擧ゲテ居リマスノ予年度内完成ヲ確信致シテ居リマス</p>	昭和二十年五月十四日地方長官會議（鈴木内閣第一回會議）	鳥取県知事 高橋庸彌
		管下状況奏上書	<p>謹ミテ奏上致シマス。 昨年ノ米作ニ付キマシテハ、不幸旱害風水害并相續キマシタノヲ、相当ノ被害ヲ蒙リマシタガ、農民ノ涙クマシキ努力ニ依リマシテ、七十一万六千余石ノ実収トナリ、生産目標ヨリ約七万石ノ減収トナリマシタガ、平年作ヨリハ約四万石ノ増収ヲ見マシタ。供出ニ付テハ、四十二万石ノ割当量ヲ突破シ、目下戦国米ノ供出ヲ督励シテ居リマス。又妻ノ昨年ノ実収量ハ十四万六千余石ヲ生産目標ヨリハ相当ノ減収トナリマシタガ、供出ニ付テハ割当量ヲ突破シマシタ。甘蔗、馬鈴薯ノ昨年ノ実収量ハ生産目標ニ達シマシタガ、供出ハ何レモ割当量ヲ突破致シマシタ。之等主要産糧ノ本年度ノ生産及供出ノ割当量ノ達成ニ関シテハ、極力之ガ実現ヲ期シタイト折角努力中デアリマスガ、妻ニ付テハ本年ハ數十年来ノ大害ノ為相当ノ減収ヲ予想サレマス。 次ニ大都市ヨリノ人員疎開ノ受入態勢ニ付キマシテハ、其ノ強化ヲ図リ最モ敏捷適切ナル措置ヲ採リツツアリマス。今日迄阪神地方、京浜地方其他ヨリノ疎開者ハ約三万四千名ニ達シ今後増加ノ見込デアリマス。之等疎開者ニ対シテハ、徒食スルコトナク各人ニ適當セラル労働ニ従ハシメ生産増強ニ資セシムル様指導致シテ居リマス。尚神戸市ヨリノ集団帰農者トシテ一万余戸ノ割当ヲ受ケマシタガ、目下適當ナル就農地及仮借舎等ヲ選定中デアリマス。 次ニ管下ノ境港ハ、山陰地方ニ於ケル軍事上並ニ戦力増強上最モ重要ナル港湾デアリマスノヲ、曩ニ緊急工事ヲ実施シテ荷役ノ増強ヲ図リマシタガ、去ル四月二十三日淀泊中ノ貨物船爆発事故ニ依リ同港湾ノ施設ニ相当ノ被害ヲ蒙リ、又多數ノ罹災者ヲ出シマシタコトハ、洵ニ遺憾ニ堪ヘナク所デアリマス。之等罹災者ニ対シテハ、不取敢救授救護ノ慮ニ着手ヲ施スト共ニ、善後措置ニ付テハ最善ノ方途ヲ講ジマシタ。殊ニ港湾施設ノ復旧ハ急速ヲ要シマスルノ際ニ工事ヲ実施シ近ク完成ノ予定デアリマス。 以上管下ノ状況ヲ奏上致シマシタガ、私ハ県民ト共ニ必死ノ努力ヲ傾注シテ御奉公ノ覚悟デアリマス。</p>		

〔凡例〕 1. 漢字は原則として新字体に改めた。

2. 改行、行頭は原文に依った。
〔出典〕 「昭和十四年五月地方長官會議ノ節 地方状況御下問ニ対シ奉答綱要 鳥取県知事」〔鳥取県立公文書館所蔵〕

【表3】1944年8月23日の地方長官会議における昭和天皇の「御言葉」の浸透過程

宮城県	群馬県
<p>知事 告諭 地方長官会議に際し 畏くも一同に拜謁を賜はり、戦局危急皇国の興廃繫つて今日に在るを□ふと共に官民一体戦力を物心両面に充実し以て皇運を扶翼すべき旨を諭させ給へり 聖慮深遠洵に恐懼感激に堪へず 奈しく推みるに皇国は由来君民□を□、ここにおいてか、大御機成の下、われら臣民の眞に発揮すべき物心両面の活力は絶対無□にして、その発するところ一切の障碍を超克してやまず 戦局危急皇国興隆の□頭に立つ秋われら県民 聖旨を奉体して奮激励精、愈々神州不滅、皇国必勝の信念に徹し、忍苦耐難、死力をつくして生産の増強に挺身し以て国難打開に献身せられんことを冀す</p> <p>訓令 (前略) 身を官に奉ずるもの相率ゐて率先垂範□□匪躬の誠を致し以て聖慮に応へざるべからず</p> <p>【注 この項のみ「河北新報」1944年8月31日付による】</p>	<p>告諭 群馬県告諭第一号 本月二十三日地方長官会議に際し畏くも 天皇陛下ニハ列席ノ地方長官ニ拜謁ヲ賜ハリ特ニ戦局危急皇国ノ興隆ヲ今日ニ在リ汝等地方長官官シク一層奮激励精ヲ率キ官民一体トノ優渥ナル 御言葉ヲ下シ給フ 聖慮深遠洵ニ恐懼感激ノ至リニ堪ヘヌ 惟フニ大東亜戦争勃發以來二年有半北ノ國 御機成ノ下帝國陸海軍ハ所在ニ赫々タル戦果ヲ収メタルモ近時敵ノ反攻ノ頓ニ熾烈ヲ加ヘ今ヤ本土ノ周辺ニ逼リ我國戦力ノ疲弊ヲ期シテ不逞ノ攻撃ヲ企図スルニ至ル之ニ対シ帝國ノ好機ヲ捉ヘテ敵米英ヲ徹底的ニ撃滅セントスルノ段階ニ到達セリ眞ニ重大ナル決戦ノ機ノ迫リノ國家ノ總力ハ拳ヲテ此ノ決戦ニ途ニ結集スヘキノ秋ナリ國民ハ事堪ヘ切迫セルニ深ク思フ致シ忍苦耐難ノ決戦生活ニ徹スルノ覚悟ヲ固クシ明期國運ニシテ旺盛ナル意氣ノ下ニ戦力ノ急速増強及国土防衛ノ完璧ニ向ツテ斷然奮起セサルヘカラズ茲ニ県民ハ 聖旨ヲ奉シ不遜転々決意ヲ以テ各其ノ職域ニ應命ノ努力ヲ払ヒ和衷協力物心両面ニ戦力ヲ充実シ以テ宏遠ナル 聖慮ニ応ヘテ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼シ奉ラソトヲ期スヘシ</p> <p>昭和十九年八月二十八日 群馬県知事 石井英之助</p>
<p>【宮城県における「御言葉伝達式」開催通知 タイプ印刷】 昭和十九年八月二十七日 宮城県知事</p> <p>榊倉鉦由場長 親谷甚治 殿 来ル三十日午前一時ヨリ県会議事堂ニ於テ去ル二十三日地方長官會議ニ際シ賜ハリタル御言葉ノ本県職員ニ対スル伝達式ヲ挙行可致候条御繰合せ御参列賜度此段得貴意候</p> <p>経済懇談会合同者名簿</p> <p>東北興業總裁 川越大雄 同 副總裁 森原幹根 商工経済会会頭 茂泉慎一 日本銀行支店長 木村茂樹 七十七銀行頭取 橋本純一 東北配電社長 橋本萬之助 東北特殊鋼社長 原田猪八郎 東北金床専務取締役社長 馬場武一 東北山製作所長 本山重壽 同 工場製作所仙台製作所長 安部忠夫 野村之行 同 助役 京谷甚治 同 助役 中村梅三 同 助役 小林軍太郎 同 助役 今村武志 同 助役 池田哲太郎 同 助役 松山 廉 同 助役 二瓶泰次郎</p>	<p>一、聖旨伝達式 左ノ通知集聖旨伝達式ヲ挙行シ [昭和十九年八月二十三日地方長官ニ賜リタル御言葉] 奉読後夫々部内及職域ニ対シ聖旨ノ伝達ヲ行ヒ官民一途相携ヘテ兵器ノ増産ニ食糧増産ニ国土防衛ニ必勝ノ決意ヲ以テ挺身奮闘シ 聖旨ニ応ヘ奉ルヘキ旨訓示セリ</p> <p>レ八月二十五日 県庁職員 レ八月二十八日 地方事務所長 警察署長 国民勤労動員署長 市町村長 各私立中等学校長 各校長 青年学校校長代表 国民学校校長代表 各種統制会社、組合 各種団体 県会議員</p> <p>レ八月二十九日 各種団体 〔傍線、レ点は原文未書〕 二七〇名</p>
<p>県主催の伝達式出席者</p>	

	宮城県	群馬県
<p>県主催の伝達式出席者</p> <p> 県水産業会長 〓県地方木材株式会社社長 〓河北新報社長 仙台放送局長 東北帝国大学法文学部教授 知事 参事官 副参事官 全 経済第二部長 官房長 内政部長 経済第一部長 土木部長 警察部長 商工課長 </p> <p>〔以下、謄写印刷〕</p> <p> 東北軍需監理部長 東北土木出張所長 仙台財務局長 東北地方鉱山局長 仙台通信局長 仙台鉄道局長 仙台地方専売局長 仙台営林署長 日本興業銀行東北支店長 日本勸業銀行仙台支店長 〓商工組合中央金庫仙台支所長 〓国民更生金庫仙台支所長 〔追記〕 日本電気株式会社長 </p>	<p>伊丹榮三郎 佐藤彌代二 一乃次郎 佐々木佐藤次 津曲藏之丞 丸山鶴吉 難波〓平 守屋博 伊園庄二郎</p> <p> 〓島貞雄 工藤鉄太郎 矢俣〓忠 加藤等 鈴木健二 加藤祐三郎 松村清之 和泉豊治 </p> <p> 豊田雅孝 匹田敏夫 坂口芳久 島山大輔 深木六郎 郷野基秀 國府種文 矢野虎雄 志摩六太郎 油田逸郎 山中政五郎 戸栗董雄 </p>	
<p>宮城県会議員席次表〔略〕</p> <p>〔注〕〓点、〓印は連絡及び出席確認と思われる。〕</p>		

<p>宮城県</p> <p>【写】 塩竈市隣組回覧板</p> <p>論告</p> <p>長クモテ天皇陛下ニハ八月二十三日ノ地方長官會議ニ際シ 戦局危急皇國ノ興廢繫ツテ今日ニ在リ汝等地方長官宜シク一層奮激勸精榮ヲ奉キ官民一 体戦力ヲ物心両面ニ充塞シ以テ皇運ヲ扶翼スヘシ</p> <p>トノ傳達ナル 御言葉ヲ賜ハリマツタ。</p> <p>聖慮深遠、真ニ恐懼感激ニ堪ヘ又次第デアリマス。</p> <p>右ニ基キ小磯首相ハ八月二十六日、官報号外ヲ以テ内閣訓示ヲ發表一般官吏ニ対シ、 聖旨ヲ奉々服膺シテ奮激勸精又ベキ旨ヲ諭示セラレマツタ次第八月三十日我が如山宮城県 知事ハ、県官員、在仙各官衛長、警察署長、國民勤勞勸導員署長、地方事務所長、市長、県会 議員、生産責任者等ヲ県庁ニ召集シ兼カナル伝達式ヲ行ヒ、其ノ席上、吾等百三十万県民 ハ死力ヲ盡シテ生産ノ増進ニ投身シ以テ、 聖旨ニ応ヘ奉ルベキ旨ヲ諭サレマツタ。</p> <p>今テ大東亞戰爭ハ愈々深刻激烈ノ線相ヲ呈シ敵ノ機動艦隊ハ近ク小笠原諸島ニ迫リ、又支 那大陸ヨリニスル本土空襲モ亦激化ノ路ヲ辿リツ、テアリ海ニ戦局危急ノ秋デアリマス。 恭々シク惟ニマヌルニ畏クモ 皇祖皇宗ノ神靈ヲ継承シ給フ天皇ヲ大御様成ノ絶対デア リ、 神武不敗 神國必勝ハ悠久三千年ニ亘ル国史ノ証明スル所デアリ國民上下ノ普遍的 信念トナル所デアリマス。</p> <p>例へ如何ナル国難ヲ頂上ニ迫リ屢々悲運ニ遭遇スルコトガアツテモ、此ノ必勝不敗ノ信念 ヲ堅持シ—德國民一人莫ラズ決死ノ覚悟ヲ定メ尊嚴ナル我が国体ノ防護ニ奮進スベキチア リマス。</p> <p>戰爭ノ現段階ニ於テ切實ニ要望サレテ居リマスルノ航空機ト船舶トノ増進デアリマス。 又之ヲ製作ニ必要ナル重要物資ノ急速ナル生産デアリマス。</p> <p>次ニハ食糧ノ確保デアリマス。 市民各位ハ各自ノ職域ニ於テ之ガ為ニ今後平時ニ比シ幾層 倍ノ力を出ヌト其ニ戦力(強)ノ増進ニ要望サルノ勞務供出ノ為ニスル微用、勤勞報國家、 女子挺身隊等ニ対シテハ更ニ一段ト熱意ヲ示シテ戴キタドモノデアリマス。</p> <p>次ニハ防空施設ノ充実デアリマス</p> <p>敵ノ我ヲ本土ニ対スル空襲ハ既ニ開始サレテ居リマス。而シテ我が塩竈市ハ東北ニ於テル 重要物資ノ中継港都トシテ防空上重視サルノ所デアリマス。従ツテ速クニ防空壕、待避壕 ヲ完成スルト共ニ防空訓練ノ徹底ニ一層ノ努力ヲ払フヤツテ戴キタドモノデアリマス。 一度國難ニ直而スレバ鉄石ノ固結ヲ固クシテ盡忠報國ニ邁進スルノハ我が國民ノ伝統的美 風デアリマス。隣保相扶ヲ其ノ建前トスル市ノ隣組員ハ此ノ際一層ノ親和ヲ計リ手ヲ携 テ凡ユル隣者ヲ突敵シテ戴キタドモノデアリマス</p> <p>又各町會長ハ市政ノ第一線ニ於ケル部隊長トシテ陣頭指揮ヲ以テ隣組長ヲ率キ市政ノ円満 ナル遂行ニ協力セラルハヤウ切實致シマス。</p> <p>斯クシテ四方市民ガ同心一体トナリ大和無限ノ総力ヲ發揮シテ忍苦耐難、決死奮闘切迫セ ル危局ヲ打開シ以テ 優渥ナル 聖旨ニ応ヘ奉ルヤウ致シ度ク存シマス。</p> <p>茲ニ英情ヲ披瀝シテ市民各位ノ奮激勸精ヲ希フ次第デアリマス</p> <p>昭和十九年九月一日</p> <p>塩竈市長 守屋榮夫</p>	<p>群馬県</p> <p>訓示要旨 (昭和十九年八月二十八日)</p> <p>一、今般ノ會議ニ於テ地方長官ニ拜禮ヲ賜ハリ特ニ御言葉ヲ下シ給ハリタルコトノ恐懼感激 (コレハ異例ノコト)</p> <p>二、御言葉ハ地方長官ニ賜ハリタルモノデハアルガ之ハ広ク國民全体ニ対シテ聖旨ヲ下シ給ハ リタマモト拜承致スルデアリマス</p> <p>三、此クモ御言葉ノ中ニハ「戦局危急皇國ノ興廢繫ツテ今日ニ在リ」ト宣セラレタノデアリマ ス此ノ御言葉ヲシテ深遠ナル</p> <p>聖慮ノ程ハ何トモ恐シ多ク極デアリサレマス私共ハ茲ニ現下ノ事態ガ如何ニ重大ニシテ切迫 シタルモノデアルカラ實ニ明確ニ感得ヲ致スデアリマス</p> <p>四、強ク吾々ノ胸ヲ打ツテモノノアルコトヲ痛感ヲ致シタ次第デアリマス陛下ハ「官民 一体戦力ヲ物心両面ニ充塞シ以テ皇運ヲ扶翼スベシ」ト諭訓シ給フツタデアリマス海ニ 懼感激ノ至ニ堪ヘ又次第デアリマス國民ノ機動艦隊ヲ粉骨砕身愈々御奉公ノ誠 ヲ致シ誓ツテ聖慮ヲ安ジ奉ラントノ念願ニ燃エ立ツコトヲ感スルデアリマス</p> <p>五、會議ニ於ケル總理大臣始メ閣僚大臣ノ御話ヲ総合致シマシテモ事態ガ愈々急迫ツタ段階ニ 入りマツタコトガヒシヒト感得セラレルデアリマス皇國ノ興廢ヲ賭スル重大決戦ガ 迫リテ居ルデアリマス従来ノ決戦ニ次ク決戦トカ決戦ト年トカ申スモノトハ至ク異ツタ 重大決戦デアリ我が國ノ好機ヲ捉ヘテ敵米英ヲ撃碎スルノ決戦ヲ遂行セントスル時期ニ当而 致シテ居ルデアリマス</p> <p>六、今ヤ此ノ決戦ニ敵ヲ破砕スルト云フコトノ一点ニ國家ノ総力ガ結集セラレルデアリコ ノ決戦ニ勝ヲ制スル一点ニ万事ヲ集注シ戦力化シ得ル限リノ国力ヲ此ノ一途ニ傾注シテ最 善ノ備ヲ致スベキ時期デアリマス畏クモ「皇國ノ興廢繫ツテ今日ニ在リ」ト仰セラレマシ タ所以ノ如ク我國ノ現下ノ事態ト之ニ應スベキ大方針ハ柄トシテ明デアリマス</p> <p>七、以上ノ如ク我國ノ現下ノ事態ト之ニ應スベキ大方針ハ柄トシテ明デアリマス又統後國民ノ為 スベキコトハ此ノ切迫シタル事態ヲシツカリト出ニ入リテ列々タル決意ノ下ニ忍苦耐難ノ 覚悟ヲ固メ闘進ナル態度ヲ以テ航空機ヲ中心トスル兵器ノ増産食糧増産等ノ生産ノ急速ナ ル増強並ニ国土防備ノ完璧ニ向ツテ奮起努力スルコトデアリマス</p> <p>八、総理大臣ノ訓示中ヨリ二三ノ点</p> <p>九、優渥ナル御言葉ヲ拜シテ吾々ノ進ムベキ途ノ今ヤ柄平トシテ明デアリマス茲ニ謹シテ各位 ニ聖旨ヲ伝達致シ皇國未曾有ノ重大時期ニ當リ各位ガ聖旨ヲ奉シ非僅ノ覚悟ヲ以テ各其ノ 職域ニ應命ノ努力ヲ払ヒ戦力ヲ物心両面ニ充塞シ以テ聖慮ヲ安ジ奉ラントラ衷心切 望致ス次第デアリマス</p>
<p>出典</p> <p>【自昭和十年至二十二年 皇室、献上】宮城県公文書館所蔵</p>	<p>【昭和十九年 行幸啓 秘書 知事官房】群馬県立文書館所蔵</p>

